

番号	質問箇所	質疑	回答
1	実施要領 2 業務概要 (5)イ	設置期間について、今後、新型コロナ等の感染症や半導体不足等、大規模災害等の影響により、商品の遅延や工事遅延の可能性がありますが、協議したうえで、発注者の了解を得れば、工期遅延に伴う損害金等の費用が発生しないとの認識で宜しいでしょうか。	受注者の責めに帰することができない合理的な理由がある場合は、発注者と受注者との協議にて対応を決定します。
2	実施要領 2 業務概要 (5)イ	今後不測の事態が発生し、半導体等の機器部材不足等による機器納期遅延や物流遅延等により設置納期遅延となる可能性があります。このように設置納期遅延の恐れが発生した場合、当社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、賃貸借開始時期変更等の協議に応じていただけますでしょうか？	受注者の責めに帰することができない合理的な理由がある場合は、発注者と受注者との協議にて対応を決定します。
3	実施要領 2 業務概要 (5)イ、(6)	金利水準や物価高騰における物の価格、人権保等々の費用は大きく変動しています。現時点で例えばグループ④の金利水準や材料費、人件費等を確定することは事業者側が相当リスクを背負うこととなります。一定程度の水準については、事業者側でリスクを覚悟する必要があると思いますが、当初想定より大きく変動した場合は、発注者との協議等の可能性はありますでしょうか。	受注者の責めに帰することができない合理的な理由がある場合は、発注者と受注者との協議にて対応を決定します。
4	実施要領 4 参加資格要件 (1)	～本事業に係る連帯責任を負うものとする。との記載がありますが、リース部分と施工部分、調査設計部分の役割分担を明確化し、各責任分野において法的に可能な範囲内で連帯して責任を負うとの理解で宜しいでしょうか。	何らかの不履行があった際は、第一義的にグループが責任を負うこととなりますので、グループの構成員が連帯して責任を負うとしています。資格や法令等により他の構成員では行えない業務において不履行があった際は、その都度協議します。

5	実施要領 6 事業者選定の 流れ (4)	基本協定書を締結する。とありますが、基本協定書(案)を開示頂くことは可能でしょうか。	優先交渉権者との協議によるため、現時点でお示しできる雛型等はありません。
6	実施要領 8 参加申込の手 続き (4)	参加表明書(様式第1)、グループ構成表(様式第2)、委任状(様式第3)、提案書提出届(様式第7)について、各々社印は必要でしょうか。	委任状(様式第3)については、署名又は記名押印が必要です。 その他の様式については、押印の必要はありません。  なお、本質疑をうけ、HP 上の様式3を修正し差替えました。差替え前の様式で提出いただいても差支えありません。
7	実施要領 8 参加資格要件 (4)カ	受注実績を記載し、提出すること。とありますが、ここでいう実績とは、工事が完了し、賃貸借契約中(令和3年4月1日以降)との理解で宜しいでしょうか。	リース役割の事業者の実績については、お見込みの通りです。 なお、グループ内の役割ごとに記載いただく必要がありますのでご注意ください。 (※別表1の過去5年間の期間に誤りがありました。令和2年4月1日からを令和3年4月1日からと読替えてください。)
8	実施要領 9 企画提案書等 の提出	企画提案書において企業名やメーカー名を伏せる必要はございませんでしょうか。伏せる必要がなければ企画提案書の8部はすべて同じ内容としてよろしいでしょうか。	企業名やメーカー名を記載いただいて問題ありません。 企画提案書は8部すべて同じ内容で提出してください。
9	実施要領 9 企画提案書等 の提出	任意様式の枚数制限等はあるのでしょうか。	提案書の枚数に制限はありません。

10	実施要領 9 企画提案書等の提出	提案書の書式(用紙サイズ、枚数)をご教示願います。	用紙サイズは、A4 サイズを基本とし、必要に応じて A3 サイズを使用してください。 枚数に制限はありません。
11	実施要領 9 企画提案書等の提出 (4)ウ	本事業の参加者の公平性を保つため、下記内容ご教示ください。 ①二酸化炭素排出量の削減量について、各施設の年間運用時間・計算基準となる二酸化炭素排出係数、電気代(kwh/円)のご提示をお願いします。 ②事業投資額に対する費用の回収を算出するにあたり、下記の情報提供を頂けませんでしょうか(実際の既存年間電気代、実際の年間維持管理費)。	① 参加資格があると認められた応募者に個別で配布する「既存照明一覧表」(別紙3)に、詳細を記載しています。 CO2 排出係数は 0.411kg-CO2/kWh とします。 ② 提供できる資料がありません。
12	実施要領 10 選考方法 (1)	発表者は補助者を含め2名までとする。とありますが、工事、維持管理、製品、その他の内容等について、審査会の質疑内容への回答について、専門性を必要とする回答ができない可能性も考えられますが、プレゼンテーションへの参加者も事業者側は、2名との理解で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
13	実施要領 10 選考方法 (2)	審査会において、発注者でご準備頂けるものはありますでしょうか。(パソコン画面投影用のプロジェクターや HDMI ケーブル、スクリーンなど)	投影用のプロジェクターや HDMI ケーブル・スクリーンは、湖西市が準備します。
14	実施要領 11 契約に関する事項 (3)	賃貸借契約について、以下ご教示ください。 ①事前に本件における賃貸借契約書雛形があれば、ご提示頂けませんでしょうか。 ②契約内容について、協議及び修正は可能でしょうか。	契約書については、優先交渉権者の決定後、協議により決定します。

15	仕様書 6 業務内容	弊社は、建設業法及び銀行法の制限により、設置工事・保守・設置工事に伴い排出された資材、撤去品等の取扱いに関する履行につき、工事資格等の法令等の定めのない賃借業者が履行・責任を負うことは認められていない為、当該業務に必要な資格を有する工事業業者・保守業者に実際の業務を委託することになりますが、問題はございませんでしょうか？その際、委託先を書面等で通知する必要はありますでしょうか。	施工役割の事業者が排出事業者となります。関係法令を遵守し、適正に処分してください。 施工役割の事業者が下請け業者に委託することは可能です。その際、発注者への書面通知は不要です。
16	仕様書 8 工事仕様 (3)ア	現場調査後及び工事期間中の対応について、下記ご教示頂けますでしょうか。 ①現場調査の結果及び工事期間中に、照明器具の W 数、数量等が変更となった場合、契約内容や金額の変更契約の対象となりますでしょうか。 ②現場調査の結果及び工事期間中に、予定している物品の仕様に変更があった場合、協議し、双方合意した場合、契約内容や金額の変更契約の対象となりますでしょうか。	契約前に想定し得なかった状況が判明した場合、発注者と受注者との協議にて対応を決定します。
17	仕様書 8 工事仕様 (3)セ、ソ	記載の対応をした場合、変更契約の対象と考えて宜しいでしょうか。	劣化している配線器具や電線等の既存の部材に関する取り扱いについては、協議の上、対応を決定することとします。

<p>18</p>	<p>仕様書 8 工事仕様 (3)チ</p>	<p>落札事業者が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分の許可を受けていない場合、許可のない先へ委託すること、落札事業者であるリース会社が受託することは、委託及び受託側双方が廃掃法の違反になります(廃掃法第12条及び14条)。既存物件の所有者が発注者である場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)」に基づき、発注者が排出事業者として、受注者若しくは発注者が認めた電気工事会社が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分の契約締結における事務代行を受け、受注者が費用を立替払いすると解釈しても宜しいでしょうか。</p> <p>それとも、入替工事に伴って排出された廃棄物として工事を実施した者が排出事業者として適正に処分するという解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>施工役割の事業者が排出事業者となります。関係法令を遵守し、適正に処分してください。</p>
<p>19</p>	<p>仕様書 8 工事仕様 (3)ツ</p>	<p>該当施設のアスベスト関連含有調査については、調査済でアスベスト含有については問題ないとの認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>アスベスト関連含有調査については、未実施です。現地調査又は施工時に確認していただきます。</p>
<p>20</p>	<p>仕様書 8 工事仕様 (4)ウ(オ)</p>	<p>当事者の責めに帰すべき事由に依らない事由(天災等)により、物件の滅失、棄損時や修理等により一時的に機器が使用できない場合、物件の代替品準備責任は事業者にない、という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>受注者の責めに帰することができない合理的な理由がある場合は、発注者と受注者との協議にて対応を決定します。</p>

21	仕様書 8 工事仕様 (4)ウ(オ)	既存設備等をそのまま流用した場合、LED 照明器具ではなく、既設配線や既設設備の原因による故障の場合は、事業者の責任ではないと考えます。LED 照明器具が要因ではないと原因が特定された場合、交換、補修等の費用負担は発注者との認識で宜しいでしょうか。	受注者の責めに帰することができない合理的な理由がある場合は、発注者と受注者との協議にて対応を決定します。
22	仕様書 11 その他特記事項 (3)	通常の動産総合保険では、修理及び取替費用が全額保証されるとは限りません。また、通常の動産総合保険より保証額が高くなる新価特約を付保したとしても全額賄えないケースがあります。この場合は、修理交換費用の差額分は、発注者の負担若しくは協議可能と考えて宜しいでしょうか。	動産総合保険と修理交換費用との差額を市が負担することは想定しておりません。
23	仕様書 11 その他特記事項 (3)	原因不明の不具合の場合は、動産総合保険の対象外となります。動産総合保険対象外の場合、受注者側が無償で交換することはできず、全て受注者側の責というのは、リスクが大きいと考えます。この場合、発注者での費用負担や協議ができると理解して問題ないでしょうか。	受注者の責めに帰することができない合理的な理由がある場合は、発注者と受注者との協議にて対応を決定します。
24	仕様書 11 その他特記事項 (3)	動産総合保険は、地震等の天災地変、その他不可抗力による物件の滅失・毀損は保険適用の対象外となりますが、この場合の費用の負担は、貴市との認識で宜しいでしょうか。	原則として発注者と受注者との協議の上、決定します。(受注者の帰責事由が認められる場合を除く)
25	別氏1	対象施設のグループをご教示願います。	別紙4として対象施設のグループを公表します。
26	その他	契約保証金は免除と考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。

27	その他	<p>※本質疑は、契約保証金免除の場合、削除頂いても結構です。契約保証金について(湖西市契約規則第 33 条(1))、履行保証保険の付保を付保した場合、以下、ご教示ください。</p> <p>①契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上で宜しかったですでしょうか。②付保期間は、契約締結日からグループ④の期間満了時までとの認識でしょうか。③履行保証保険の付保期間開始日が、契約締結日の場合、保険加入には、保険会社への申し込み～証券の発行まで時間を要します。間に合わない可能性があります、その場合、協議させて頂くことは可能でしょうか。④履行保証保険の付保に際し、賃貸借期間の 10 年間を一括して付保する保険が無いため、5 年の履行保証保険を付保し、満期時に再度同額にて 5 年間の履行保証保険を付保することで賃貸借期間をカバーするような付保の形でもよろしいでしょうか。</p>	<p>契約保証金は、必要ありません。</p>
28		<p>契約期間中に施設の統廃合等、発注者の事由により物件が不要となり、契約が変更または解除となった場合は、発注者にて残賃貸借料のご負担を頂けるとの認識で問題ないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
29		<p>本件は、債務負担行為でしょうか。それとも、長期継続契約でしょうか。</p>	<p>債務負担行為です。</p>

湖西市公共施設照明設備 LED 化事業公募型プロポーザル 質問及び回答

30	<p>長期継続契約の場合、年度予算の削減や削除による契約の変更や解除の場合、残期間の賃貸借料を一括でご精算いただくことは可能でしょうか。</p> <p>また、同種業務にて実際に契約解除となった実績はございますでしょうか。</p>	<p>債務負担行為です。</p>
31	<p>債務負担行為の場合、契約が解除された場合、残期間の賃貸借料を一括でご精算いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>解除理由によって個別に判断することとなります。</p>